

○総務省令第四十九号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信主任技術者規則及び工事担任者規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月二十三日

総務大臣 武田 良太

電気通信主任技術者規則及び工事担任者規則の一部を改正する省令

（電気通信主任技術者規則の一部改正）

第一条 電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(試験の方法)</p> <p>第七条 電気通信主任技術者試験（以下「試験」という。）は、筆記の方法又は電子計算機その他の機器を使用する方法により行う。ただし、総務大臣が特に必要と認める場合は、他の方法によることができる。</p>
改正前	<p>(試験の方法)</p> <p>第七条 電気通信主任技術者試験（以下「試験」という。）は、筆記により行う。ただし、総務大臣が特に必要と認める場合は、他の方法によることができる。</p>

(工事担任者規則の一部改正)

第二条 工事担任者規則(昭和六十年郵政省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(試験の方法)</p> <p>第五条 工事担任者試験（以下「試験」という。）は、筆記の方法又は電子計算機その他の機器を使用する方法により行う。ただし、総務大臣が特に必要と認める場合は、他の方法によることができる。</p>
改正前	<p>(試験の方法)</p> <p>第五条 工事担任者試験（以下「試験」という。）は筆記により行う。ただし、総務大臣が特に必要と認める場合は、他の方法によることができる。</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。